

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成30年3月30日(金) 午前8時00分 開議

場 所 宇治市役所 601会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告第4号 専決事項の報告について
日程第4 議案第10号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第5 議案第11号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第6 議案第12号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第7 議案第13号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

教 育 長	岸 本 文 子
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長 兼 副 部 長	伊 賀 和 彦	参 事 (生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴
教育支援センター長	瀬 野 克 幸	教 育 総 務 課 長	縄 手 弘
学 校 教 育 課 長	富 治 林 順 哉	生涯学習課副課長	前 田 暢

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 加藤冬子

開 会 (午前8時00分)

開会宣言 教育長が3月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、加賀爪委員を指名する。

日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告第4号 専決事項の報告について

[説明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。宇治市スポーツ推進委員の委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行ったものである。

スポーツ推進委員の職務としては、宇治市が主催の各種スポーツ教室等での指導や大会の運営、また市民に対するスポーツの実技指導及び助言を行い、生涯スポーツの推進・普及を図ることがあり、33名を平成30年4月1日付で委嘱するものである。

なお、今回の委員の任期は、平成32年3月31日までとなっている。

[質疑] なし

日程第4 議案第10号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説明] 本議案は、平成30年度から市立幼稚園2園における預かり保育事業の実施及び幼稚園教育要領の改正、並びに宇治市立幼稚園使用料条例の題名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容は、第18条を新たに追加し、神明幼稚園及び木幡幼稚園において預かり保育を実施することについて明記するとともに、幼稚園教育要領の改正及び宇治市立幼稚園使用料条例の題名変更に係る文言整理を行うものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第5 議案第11号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本議案は、宇治市総合野外活動センターの使用許可の取り扱いについて、使用許可の権限を指定管理者に付与することができるように、宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正されたことに伴い、改正案第13条において、第2条から第7条までの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「センターの職員」とあるのは「指定管理者」と第9条第1項第7号中「職員」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育長は、前項の規定に違反する者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、教育長にあつては退場」と、第10条中「教育長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「宇治市教育委員会教育長」とあるのは「宇治市総合野外活動センター指定管理者」とするよう規定を設ける。

なお、改正後の本規則は、平成30年4月1日から施行する予定である。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第6 議案第12号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本議案は、改正案第7条において、当施設は、公益財団法人宇治市公園公社受託施設運営協議会が従来から実施する施設使用年間調整の対象施設であり、年間調整ができる根拠規定を宇治市都市公園条例施行規則にならい設けるものである。

また、宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用許可の取り扱いについて、使

用許可の権限を指定管理者に付与することができるように、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正されたことに伴い、改正案第9条は、指定管理者にひろばの管理を行わせる場合において、使用許可の申請等の規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、許可書の提示等の規定中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中、「教育長」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば指定管理者」とするよう規定を設けるものである。

なお、改正後の本規則は、平成30年4月1日から施行する予定である。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第7 議案第13号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本議案は、改正案第12条において、宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用許可の取り扱いについて、使用許可の権限を指定管理者に付与することができるように、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正されたことに伴い、指定管理者にひろばの管理を行わせる場合において、京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの利用手続等の規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第2号から第4号の規定中「教育長」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば指定管理者」とするよう規定を設けるものである。

なお、改正後の本規則は、平成30年4月1日から施行する予定である。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 教育長が3月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午前8時15分)